

実務展望

# てんぼろ

一般社団法人 東京都溶接協会  
 公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会  
 株式会社 三浦事務所  
 発行所・東京都江東区大島三丁目1番11号  
 産学協同センター  
 電話 03-3685-5700 (代表)  
 編集発行人 三浦 繁夫 © 2011  
 毎月1回1日発行 定価 100円・〒共



## < 只見線を行く SL 観光列車 >

編集部撮影

福島県会津若松と新潟県小出を結ぶ JR 只見線の車窓からは、四季折々の景観が楽しめる。山間部の新緑の美しいこの時期、会津盆地の田には水がはられ、田植えに勤しむ姿が見られる。

今年、SL 観光列車の運行開始から 10 周年を迎えた。

(カラー版は <http://www.miura21.co.jp> でご覧いただけます)

公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会

### 平成23年度 定時総会

- 議事 1. 平成22年度事業報告及び決算  
 2. 平成23年度事業計画及び予算  
 3. その他

平成23年6月10日(金) 午後2時

東武ホテル レバント東京

墨田区錦糸 1-2-2

(JR総武線「錦糸町駅」・

地下鉄半蔵門線「錦糸町駅」下車)

一般社団法人 東京都溶接協会

### 平成23年度 定時総会

- 議事 1. 平成22年度事業報告及び収支決算報告  
 2. 平成23年度事業計画及び収支予算審議

### 第51回溶接競技会 表彰式

入賞者表彰 (会長賞・ボイラ・クレーン安全協会会長賞・  
 江東区長賞・東部地区検定委員長賞・日刊  
 工業新聞社賞・産報出版賞)

平成23年6月24日(金) 午後3時

アンフェリシオン (江東区亀戸1-43-22)

(JR総武線「亀戸駅」北口 徒歩4分)

# 全国安全週間

安全は 家族の願い 企業の礎  
創るう元気な日本!



標記大会の表彰式については、この度の「平成二十三年東北地方太平洋沖地震」の影響により中止したことから、優勝者板橋嘉之さん(株式会社前川製作所守谷工場)に赴き、厚生労働大臣賞・当協会会長賞・日刊工業新聞社長賞をお渡しした。

賞状を手に喜びの板橋嘉之さん



## 第48回 ボイラー溶接士溶接技能競技 全国大会の優勝者への 「厚生労働大臣賞」 等の授与

## 第2回 関東甲信越高校生溶接コンクール

4月23日

於 日溶協溶接技術中央検定場



▲1都9県(22名)の高校生が出場

▼(下左・右) 競技風景



東部地区溶接協会連絡会(横田文雄会長・東京都溶接協会会長)は昨年に続き、「第2回関東甲信越高校生溶接コンクール」を開催した。  
四月二十三日、川崎市川崎区の日溶協溶接技術中央検定場に一都九県の高校生が集い日頃の練習の成果を競い合った。  
日溶協東部地区検定委員会による審査を経て競技当日に審査結果を発表、表彰式も開催した。成績優秀者には最優秀賞・優秀賞・優良賞を授与。群馬県立藤岡

### 第2回関東甲信越高校生溶接コンクール

平成23年4月23日

主催 東部地区溶接協会 後援 日刊工業新聞 日本溶接協会

最優秀賞の岡安風樹選手(写真右、同左は横田文雄会長)



工業高校の岡安風樹選手が最優秀賞に輝いた。

## ボイラー溶接士学科試験受験準備講習会

各地区安全衛生技術センターでは、普通・特別ボイラー溶接士学科試験を平成23年9月14日に実施いたします。当協会では下記の要領により資格取得のための受験準備講習会を開催いたします。(案内書及び申込書をご希望の場合はご請求ください。)

日時：平成23年8月25日(木)～26日(金)

会場：江東区総合区民センター

※都営地下鉄=新宿線「西大島駅」A4番出口1分

受講料：42,000円(会員は36,000円)

テキスト代・問題集を含む

一般社団法人 東京都溶接協会

〒136-0072 東京都江東区大島 3-1-11 産学協同センター内

電話 03-3685-5448 FAX 03-3682-4902

URL : <http://www.jwes-1st.jp>

## 「天井クレーン定期自主検査者安全教育」

— 開催のご案内 —

開催日：平成23年7月25日(月)

会場：ボイラ・クレーン安全協会 5階講習会場

受講料：10,800円(テキスト代を含む)

※お問い合わせ、資料の請求は下記へどうぞ

公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会

東京事務所 教育部

〒136-0071 江東区亀戸1-28-6 タニビル5階

電話：03-3685-5222

FAX：03-3685-5746

URL <http://www.bcsa.or.jp>

# 夏場の電力不足と労務管理

東日本大震災、原子力発電所の停止の影響で今年の夏は電力供給が厳しい状況になりそうです。計画停電がまた実施されるかもしれませんから、一人一人また一社一社が節電に努めなければなりません。

しかし時間帯や曜日によっては電力に余裕があります。この余裕電力を使って生産活動を行なうことが被災地の復興に結び着きます。また日本再生にもつながってゆくのだと思います。

通常の就業日・就業時間帯を余裕電力があるところへシフトさせることを考えている企業もあるでしょう。日本自動車工業会は工場を土曜・日曜に移動させ、木曜・金曜を休みにする方針です。また部品メーカーにも同様の措置を取るよう協力を求めるようです。

しかし生産の都合だけで無闇にこれを行なえば、休日労働時間や時間外労働時間が発生し賃金が膨れ上がってしまいます。また従業員からの反発も大きいでしょう。

このような事態を避けるため、法律に則り従業員の過労防止等に十分に配慮した労務管理が求められます。

## (1) 休日の変更

電力不足対策として真っ先に考えられるのが休日の変更です。一般の企業では土曜日、日曜日が休日になっている場合が多いでしょうが、電力に余裕のある土・日を出勤日にして平日に休業日を持ってゆくやり方です。

これは基本的には就業規則上の所定休日を変更して、これを労働基準監督署に届け出て行ないます。当然、労働者代表の意見書の添付も必要です。就業規則の条文の作り方としては、

第〇条の2 平成23年7月1日から9月30日までの間の休日は第〇条の規定にかかわらず次のとおりとする。

① 火曜日及び水曜日…

という形で、条文を込ませることになるでしょう。今年に限った措置であることを謳っておけば、来年は当該条文は自然消滅することになります。

就業規則変更が面倒だということなら、簡便な方法として「振替休日」を使うことも考えられます。ただし振替休日は一時的な業務の必要性に対処するために行なうものですから、数ヶ月に亘って振替休日が行なわれるなら妥当性を欠くかもしれません。

振替休日を行なう場合に注意したい点は就業規則上、振替休日を実施できる規定があるかどうかです。これを確認してください。

振替休日は事前に休みになる日を示して休日を変更する方法です。所定休日に変更されたことになり、土・日(所定休日)に出勤させてもその日について休日出動手当や時間外労働手当を支払う必要はありません。ただし同一週を超えて休日を振替えた場合には一週間の労働時間が40時間を超過してしまうことがあるので、当該超過時間に対して時間外労働に対する割増賃金(1.25倍)を支払わなければなりません。ただし例外的に(4)で説明するように1年単位の変形労働時間制を採った場合は割増賃金の支給が不要になる場合もあります。

## (2) 夜間操業への移行

所定の就業時間帯を電力に余裕がある夜間をもってゆくという考え方です。例えばメッキ業やNC工作機械の作業のように作業の途中で停電になると全く仕事にならないような仕事は夜間操業を考えざるを得ないかもしれません。

所定の就業時間帯を変更するのですから、労働時間が1日8時間以内、1週40時間以内であれば残業手当は発生しません。しかし午後10時から翌朝午前5時までの時間帯に就業させた場合は当然深夜割増賃金(0.25倍)を付加しなければなりません。これは管理・監督者も同様です。

夜間操業への移行も(1)の休日の変更と同様に、就業規則を変更して行なうのが原則です。更に就業時間が深夜に及ぶようなら個々の労働者の同意を取り付けるべきでしょう。

また、夜間操業をするには通勤手段や仮眠・休憩施設のこととも考えなければなりませんし、近隣との騒音問題にも気を遣わなければなりません。中小企業の工場にとってはかなりハードルが高いやり方だろうと思います。

## (3) 秋の休日を夏に移動させる

例えば10月、11月の土曜休日を7月、8月の金曜日に移動させて休みにするやり方です。夏場は水、木、金と休んで土、日は出勤という感じです。

これは労使協定で一年(以内)単位の変形労働時間制の内容を取り決め、更に就業規則を変更して実施します。一年単位の変形労働時間制を使わずに、この休日の変更を行なうと休日を削った10月、11月の一週間当たりの労働時間が40時間を超えてしまうので、時間外割増賃金を支払わなければなりません。一方で休みが増えた7月、8月は月給者であればその月の賃金は下がりにません。一年単位の変形労働時間制を使わないと会社にとってはかなりの負担増になります。

多くの中小企業では既に一年単位の変形労働時間制を採用していると思います。ということは年間の休日カレンダーが既に決まっている場合が普通でしょう。その場合問題なのが、通達において「法定休日以外の休日は、振替えるべき日については振替えられた日以降できる限り近接している日とすることが望ましい」ということになっていることです。秋の休みを夏に、しかも前倒しに持ってくるのですから労使協定を結び直すべきでしょう。また連続労働日数が6日を超えないようにしましょう。

なお、一年単位の変形労働時間制を使えば、夏季の所定労働時間を短くして秋季の所定労働時間を長くすることも一日10時間以内、一週52時間以内の範囲で可能です。

## (4) 労基法26条と中小企業緊急雇用安定助成金

労働基準法26条によれば、使用者の責めに帰すべき事由により休業する場合には、使用者は賃金に代えて平均賃金60%以上を休業手当として支払わなければなりません。逆に言えば計画停電のように使用者に責任のない休業については休業手当を支給する必要はありません。ただしこれは計画停電時間帯についてだけなので、例えば3時間の停電予定があっても仕事にならないので丸一日休みにしたような場合は、残りの5時間については休業手当を支払わなければなりません。

中小企業緊急雇用安定助成金という制度があります。これは経済状況の変動によって臨時に休業せざるを得ない状況の事業所に対して、休業手当支払いの一部助成という趣旨で事業所にお金を支給する制度です。

中小企業緊急雇用安定助成金を受給している工場などが、受注量全体が減っているため、計画停電の日に休業しようということがあるかもしれません。

この場合は労基法上休業手当の支払い義務のない計画停電時間帯についても休業手当を支払ってください。これを支払わないと当該日について中小企業緊急雇用安定助成金は受給できませんのでご注意ください。

※ 上段は学科 下段は実技		講 習 予 定 表				公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会 URL:http://www.bcsa.or.jp																				
講習名	事務所	6月		7月		8月		講習名	事務所	6月		7月		8月												
玉掛け技能講習	東京	13	14	11	12	4	5	フォークリフト運転技能講習	東京	2	5	6	2													
		26		24		20			5	11	12	9	10	17	6	7	21									
	千葉			20	21					1	2				11	12										
				24						5	11	12			13	14	15									
	埼玉			5	6	3	4			9			13													
				9		7				11	18	19	16	23	24											
	神奈川			15	16								1													
			17								3	9	10													
茨城			7	8							15	17														
			10								24	31														
栃木	8	9	5	6	2	3		3	21	1	12	9	19													
	10		7		4			4	5	11	22	23	24	2	3	9	13	14	15	10	11	12	20	21	27	
甲信	8	9	6/30	1	4	5																				
	12		3		7																					
小型移動式クレーン運転技能講習	東京	16	17			8	9	床上操作式クレーン運転技能講習	東京		19	20														
		19				28				24	31															
	千葉									14	15			24	25											
										19				28												
	埼玉	1	2							22	23			24	25											
		4								25				27												
	神奈川	22	23													25	26									
	26													28												
茨城	2	3														25	26									
	5															28										
栃木					25	26		14	15	20	21															
					28			16		22																
甲信	23	24											18	19												
	26												21													

★他の講習も実施しています。詳細については、各事務所にお問合わせください。

ボイラ・クレーン安全協会	〒136-0071	江東区亀戸6-41-20 機缶健保会館2階	TEL 03-3685-2141 FAX 03-3685-2189	神奈川事務所	〒231-0007	横浜市中区弁天通4-59 横浜弁天通第一生命ビル3階	TEL 045-662-2860 FAX 045-662-8768
東京事務所	〒136-0071	江東区亀戸1-28-6 タニビル5階	TEL 03-3685-5222 FAX 03-3685-5746	茨城事務所	〒300-0875	土浦市中荒川沖町2-6 ツインビル3階	TEL 029-843-0740 FAX 029-841-1968
千葉事務所	〒260-0028	千葉市中央区新町18-10 千葉第一生命ビル2階	TEL 043-247-5532 FAX 043-247-5576	栃木事務所	〒322-0016	鹿沼市流通センター46番地	TEL 0289-72-1717 FAX 0289-76-6090
埼玉事務所	〒330-0801	さいたま市大宮区土手町1-2 JA共済埼玉ビル6階	TEL 048-643-1543 FAX 048-643-1524	甲信事務所	〒400-0064	甲府市下飯田1-4-6 ワンスコア2階	TEL 055-226-5890 FAX 055-227-1773

**アーキ溶接作業  
従事者特別教育**

一、日時・会場  
学科：十一月八日(火)午前  
九時～午後五時、九日

**ガス溶接技能講習**

講習会場が耐震補強工事のため、募集をしております。  
ご不便をおかけして申し訳ありません。(工事終了後に再開します)

**JIS溶接評価試験**

日時・会場  
。七月三日(日)  
。七月六日(土)  
。八月六日(土)  
。八月七日(日)  
。八月二十七日(土)  
城東職業能力開発センター  
城東職業能力開発センター

**グライнда特別教育**

一、日時・会場  
十二月十三日(火)午前九時～午後五時、江東区大島三十一-十一、産学協同センター

二、受講料  
会員 七、〇〇〇円  
一般 九、〇〇〇円

(水)午前九時～午後(時)  
江東区大島三十一-十一、  
産学協同センター  
実技：十一月九日(水)午後  
一時～午後五時、十一月  
十日(木)午前九時～午  
後五時、会場は学科講習  
会場と同じ。

**〈申込先〉**  
一般社団法人  
東京都溶接協会  
東京都江東区大島 3-1-11  
産学協同センター内  
TEL 03-3685-5448  
FAX 03-3682-4902

1日  
▽全国安全週間準備  
期間(～30日)  
気象記念日  
相模川他鮎解禁  
万国郵便連合加盟記念日  
電波の日・写真の日  
▽横浜開港記念日  
4日  
▽歯の衛生週間  
伝教大師忌  
5日  
▽世界環境デー  
熱田神宮祭  
危険物安全週間  
(～11日)

10日  
▽時の記念日  
▽ボイラ・クレーン  
安全協会定時総会  
14日  
▽大阪住吉大社御田植神事  
15日  
▽次世代自動車産業  
展2011(～17日  
東京ビックサイト)  
▽父の日  
19日  
▽夏至  
22日  
第15回機械要素技  
術展(～24日 東  
京ビックサイト)  
▽オリンピックデー  
23日  
沖繩慰霊の日  
24日  
▽東京都溶接協会定  
時総会・溶接競技  
会表彰式  
26日  
▽国連憲章調印記念日  
※行事・祭は変更になる場  
合があります。事前に関  
係諸団体に確認下さい。

**六月 (水無月)**  
みなづき